

令和5年10月19日

2023 自治労現業・公企統一闘争に関する 要求に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	1
項目	<p>労使関係について「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとしたあらゆる関係諸法令を遵守すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>良好な労使関係を構築していくためには、労働基準法などの関係諸法令や本市の条例等について、労使対等の立場で双方が遵守していくことが必要であると認識しております。大阪市労使関係に関する条例第3条並びに平成25年3月22日に双方で合意しました「確認書」に基づく交渉事項につきましては、労使合意に向けた十分な期間の確保に努めるとともに、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます</p>	
担当	教育委員会事務局 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	2
項目	<p>管理作業員職場において自治体直営を基本とし業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。<u>また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>管理作業員の勤務労働条件につきましては、平成 19 年 5 月 16 日付け教委校(全)第 19 号「管理作業員の標準的な職務内容について」において通知しています。</p> <p>要員配置につきましては、厳しい財政状況や他都市の状況と比較・検討した結果、さらなる見直しを求められていることから、学校園については 1 名を基本とした単数配置への見直しに順次着手しております。1 名配置とした時の職務内容につきましては、令和 5 年 3 月 15 日付け事務連絡「管理作業員の単数配置に伴う学校環境整備業務について」において、管理作業員を配置している全学校園へ通知しています。</p> <p>教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して快適に過ごせる教育環境整備について直営を基本とした姿勢をふまえつつ、行政責任を明確にするとともに、今後とも単数配置校等の実情を把握し、管理作業員が職務を効率的・効果的に行うことができるよう業務執行体制を構築してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 (管理G)

番号	3
項目	<p>「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図り、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。</p> <p>また、作業実態に応じた安全用具の購入等予算確保に努めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、職場における事故や災害を未然に防止し、管理作業員の安全と健康を確保するため「大阪市管理作業員労働安全衛生委員会」(以下「労働安全衛生委員会」という。)を設置し定期的に開催することで、安全衛生体制の機能強化を図っております。</p> <p>管理監督者である校園長に対しても、学校園に勤務する教職員の健康と安全を確保し、快適な職場環境の形成を促進するという責務と役割があることから、公務災害の防止に向けて学校園での安全確保に努めるよう周知・指示しているところです。</p> <p>しかしながら、毎年依然として災害が発生している状況です。</p> <p>公務災害を防止し、労働安全体制の機能強化を図るためには職員研修・主任研修での知識の習得が重要と考えており、職員研修・主任研修を通じて、安全に関する知識を高め、公務災害・通勤災害を現場から一掃できるよう、研修内容のさらなる充実に努めてまいります。</p> <p>また、公務災害の再発防止策に向けた改善策の周知等、現業管理体制を通じて各級主任へ指示し、公務災害の予防に努めてまいります。</p> <p>公務災害の防止に向け、平成21年12月に「安全作業の手引」を発行していますが、引き続き管理作業員が安全に業務を進めることができるように、随時、改訂作業を行うよう取り組んでまいります。</p> <p>今後とも、労働安全衛生法等に基づき、「労働安全衛生委員会」で調査・審議を行い、安全衛生管理体制の充実強化、公務災害防止、安全と健康の維持・確保に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、安全用具の購入等の予算確保については、予算の編成に関する事項であり管理運営事項となりますが、本市全体の動向を注視しながら管理作業員の安全が確保できるよう引き続き取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当(福利G)

番号	4
項目	<p>新たな感染症等の感染拡大を防止し、職員が安心して業務に従事できるよう、職場環境の整備や制度等の充実をはかるなど最大限の対策を講じること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においては、勤務することが困難な場合の特別休暇の付与や、ワクチン接種時の職務専念義務の免除、マイカー等通勤の緩和など、感染症の拡大防止にむけ各種制度を導入し、職員が安心して業務に従事できるよう対策を講じてきたところです。</p> <p>今般、新型コロナウイルス感染症が、感染症法における「5類感染症」に移行となったことに伴い、これらの制度の取扱いは終了しておりますが、新たな感染症等の感染拡大における各種制度の導入等については、本市全体の動向を注視し、適切に対処してまいりたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度 G）</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利 G）</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理 G）</p>

番号	7
項目	<p>高齢期雇用制度については、業務実態を十分に踏まえ、65歳まで安心して働き続けられるよう職場環境の整備をはかるとともに、多様で柔軟な働き方が可能となるよう、処遇改善を含めた高齢期雇用制度を構築すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>60歳超の教職員の給料月額については、人事院の「意見の申出」を踏まえ、民間の実状等を考慮して、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後「7割水準」となります。</p> <p>また、高齢者部分休業や定年前再任用短時間勤務制度を導入するとともに、現行の再任用制度についても、定年の段階的な引上げ期間中において暫定的に存置することで、高齢期の働き方の選択肢の幅を広げることとしております。</p> <p>今後、学校園に向けて周知をしてまいります。が、制度の運用における諸課題については、「大阪市労使間関係に関する条例」に基づき、引き続き誠意をもって対応してまいりたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G） 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）</p>

番号	9
項目	災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしまして、平成 30 年 1 月 9 日付教委校（全）第 46 号を通知し、自校園の「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成を各校園長に指示しており、各校園で作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」では全教職員の役割分担等を明記することとしております。</p> <p>各学校園においては、災害発生時について管理作業員を含めた教職員の力が十分に発揮できるよう、必要な体制・対策の構築に努めているところです。また、災害時における勤務労働条件につきましては、十分な労使協議を行ってまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（総務G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	10
項目	<p>学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本要求の趣旨につきましては、きわめて重要なことであると認識しているところです。</p> <p>学校園には、様々な職種の方々が勤務されており、子どもたち、学校教育の充実のために、それぞれの役割を果たされているところであります。</p> <p>私どもとして、研修の実施やあらゆる機会を通じて、今後も指導・啓発に努めるとともに、学校教育の更なる充実をはかるため、管理作業員等、皆様方の担っている役割、職務等について、特に、学校管理職に対して、より一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。</p> <p>制度の廃止・改善にあたり、賃金・勤務労働条件等、交渉に関する事項につきましては、市全体の動向を見ながら、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度 G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理 G）</p>